

時間外診療費お預り証

患者 ID _____

患者住所 _____

患者氏名 _____ 様

金 5,000 / 10,000 円也

上記通り、正にお預かりいたしました。

平成 年 月 日

本日は事務不在にて時間外診療費は精算できない為、上記金額を預かり金としてお預かりし処理させて頂きました。

【精算方法】

- ・ 治療費の過不足については、原則診察後 **2 週間以内**の通常診療時間内に医院受付にて返金または不足分のお支払手続きをお取り下さい。
- ・ 精算時、「保険証」、「各種医療証」、「時間外診療費お預り証」をお持ち下さい。
- ・ 診察後 2 週間を経過したり、「時間外診療費お預り証」を紛失された場合は、精算できない場合もありますのでご注意ください。
- ・ 不足分がある方で、診察後 2 週間を経過しても清算が確認できない場合は、催促のご連絡を差し上げる場合もありますので、ご理解の程宜しくお願い致します。

〒677-0057

兵庫県西脇市野村町茜が丘 1-1

☎ 0795-24-0456

院長 鈴木 琢真 (印)

 内科・消化器内科・糖尿病内科
鈴木内科医院
SINCE 2017 SUZUKI CLINIC